



住み慣れた地域で、 いつまでも元気でいきいきと ～「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります～

問合せ 高齢者支援課

介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)は、介護保険法の改正により新しく創設された制度です。高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的として、平成29年4月から開始します。

総合事業のポイント1

介護予防サービスの訪問介護と通所介護が総合事業に移行します。これまで、要支援認定を受けた人が利用していた介護予防のサービスのうち「訪問介護(ヘルパーサービス)」と「通所介護(デイサービス)」は、今後は総合事業の介護予防・生活支援サービス事業として利用することになります。

これまでの制度

要支援1・2の人が利用できるサービス

- 介護予防サービス**
- 訪問看護
 - 訪問リハビリ、通所リハビリ
 - 福祉用具貸与・購入
 - 住宅改修、ショートステイ
 - 訪問介護(ヘルパーサービス)
 - 通所介護(デイサービス) など

65歳以上の人利用できるサービス

- 介護予防事業**
- 健康教育・出前講座
 - 介護予防教室
 - てんとうむし体操
 - 高齢者相談員事業
 - 配食安否確認サービス など

平成29年4月からの制度

要支援1・2の人が利用できるサービス

介護予防サービス

- 訪問看護
- 訪問リハビリ、通所リハビリ
- 福祉用具貸与・購入
- 住宅改修、ショートステイ など



要支援1・2の人、基本チェックリスト(注)を受けて生活機能の低下がみられた人が利用できるサービス

新 総合事業

- 介護予防・生活支援サービス事業**
- 訪問型サービス
 - 通所型サービス
 - 通所型短期集中予防サービス
 - 配食安否確認サービス

65歳以上の人利用できるサービス

一般介護予防事業

これまでと同様の事業を、内容をさらに拡充して実施していきます。
※各種教室の募集は随時広報誌野および市ホームページに掲載します。

Q 現在要支援認定を受けている人は何が変わるの？

A 提供されるサービスの枠組みが変わる以外、大きな変更はありません。要支援1・2の人が利用している介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護が総合事業として実施されます。現在サービスを利用している人は、引き続き同じ内容のサービスを利用できます。自己負担額も変わりません。

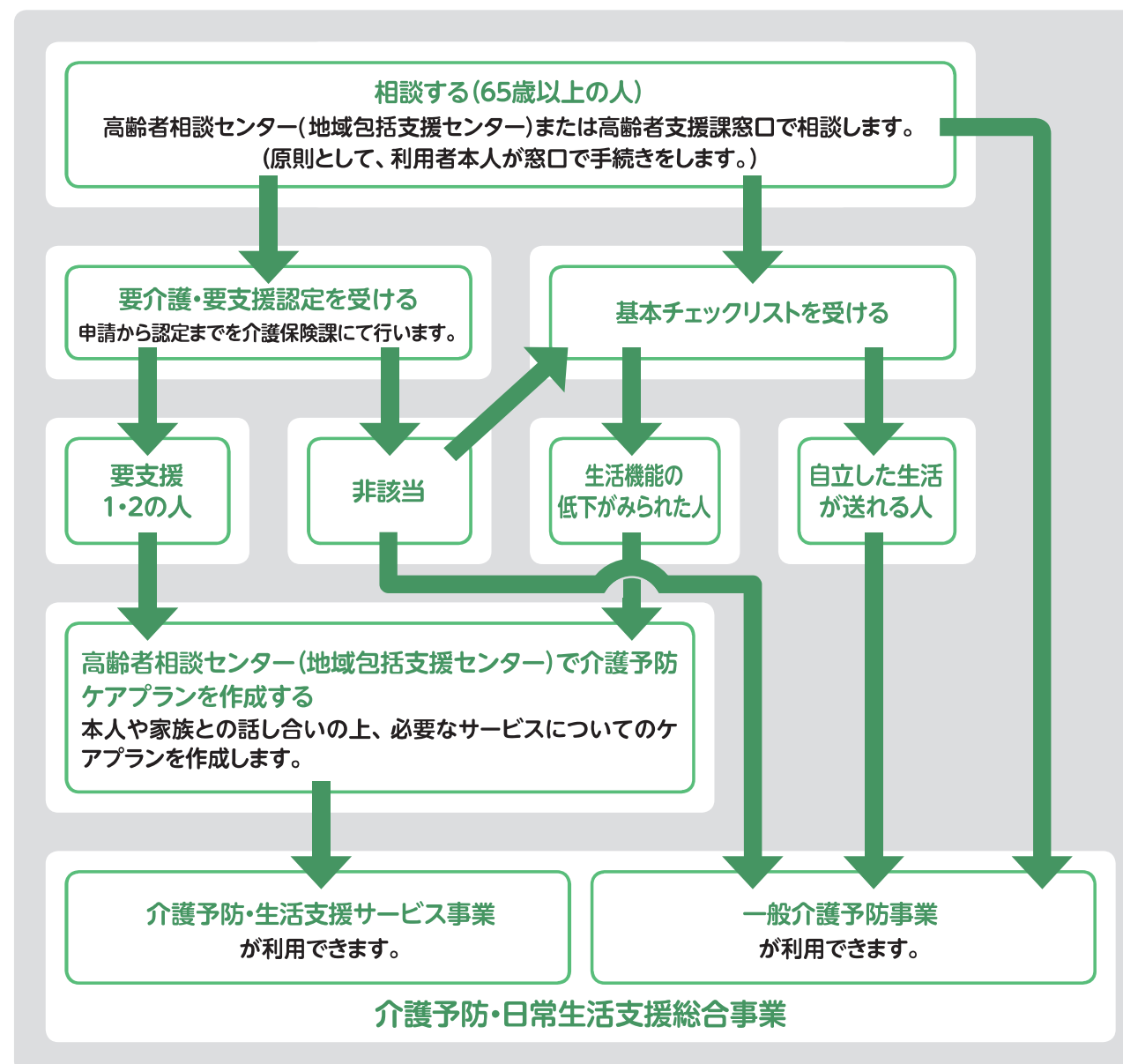
Q 通所型短期集中予防サービスってどんなことをするの？

A 運動器の機能向上など、約3カ月間(週1～2回程度)集中して取り組む、日常生活動作の改善を目的とした通所型のサービスです。リハビリ専門職が、一人ひとりにあった効果的な運動プログラムを提案し、サービス利用後は地域の通いの場につなげることを支援します。

総合事業のポイント2

サービス利用までの流れが変わります。

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定を受けて利用する今までの流れに加え、基本チェックリスト(注)を受けてサービスを利用することもできるようになります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての人が利用することができます。



(注)基本チェックリストとは？

基本チェックリストは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べるものです。基本チェックリストを受けた後でも要介護・要支援認定を申請することができます。



Q 要支援の認定を受けています。今使っているサービスはそのまま利用できますか？
また、もう少しで更新の時期ですが、更新申請をしなくてはいけいのですか？

A 現在、介護予防サービスの訪問介護・通所介護を利用している人は、認定期間満了まではそのままサービスを利用できます。また、認定更新後も要支援の認定を受けた場合は総合事業の訪問型サービス・通所型サービスとして、引き続き同じ内容のサービスを利用することができます。自己負担額も変わりません。利用したいサービスが総合事業の訪問型サービス・通所型サービスのみの場合、認定更新の申請の代わりに、基本チェックリストを受ける方法もあり、そこで生活機能の低下がみられた人はサービスを利用できます。



Q ヘルパーサービスやデイサービスの他、住宅改修や福祉用具貸与など介護予防サービスを一緒に受けたいのですが、基本チェックリストを受ければよいのですか？

A 介護予防サービスを希望する人は、要支援の認定を受ける必要があります。要介護・要支援認定申請をしてください。